

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年8月20日)

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、皆さん、ご苦労さんでございます。市民協働条例調査特別委員会を始めたいと思います。

杉浦委員長、体調不良により欠席されます。四日市市議会委員会条例第10条第1項の規定に基づき、副委員長、私、伊藤が委員長職務を行わせていただきますので、どうか皆さん、進行ご協力よろしくお願いいたします。

本日の流れといたしまして、8月1日に皆さんからいただいた主な意見として、資料が皆様のお手元にあると思いますけれども、これに目を通していただきたいのが1点でございます。

それから、豊田委員のほうから市民協働条例案が示されておりますので、皆様のお手元にあると思いますが、これについてもご意見を頂戴したい。

それから、8月1日のときに私が申し上げましたと思いますが、修正案を12条、13条、14条について、皆さん、お手元につくってまいりましたので、それをご意見頂戴したいというふうに思っております。

なお、14条までのご意見を頂戴した後、15条、委員会のほう、そちらにも入って行って、できましたら18条まで進めていきたい、ご意見を頂戴したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、1日の委員会が出された主な意見を、皆さん、見ていただくのにお時間要りますでしょうか。それとも、進めてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、進めさせていただきます。

まず、豊田委員から案が示されておりますので、豊田委員、説明をお願いできますか。

○ 豊田政典委員

右肩にトヨタ案と書いてあるやつですが、これは今までの議論を踏まえ、また、私自身が発言したことも踏まえ皆さんの議論に供したいということで、一つの整理として捉えてもらえば結構ですし、今ざっと副委員長案を見せてもらったら、基本的に同じかなと思っ

て読ませてもらいました。

じゃ、ざっと行きますが、原案というのは議政研のころから示されている意見案です。

12条、15条関連で、まず、支援対象事業については大きく二つ、市が実施している外部委託事業を公募する、2番目、団体が提案する事業に分けられるのかな。

二つ目、それに対して市の財政支援としては、その対象事業①②を受託実施する団体に委託金という形で支給することによって財政支援を行う。

3番、市民活動促進のためのソフト的な支援としては、まず団体登録ということをして、あくまでも希望団体が登録し、整理し、情報提供を行い、ネットワーク化とか情報交換に寄与するということでもあります。それから、団体間の交流、情報交換は、四日市市が市民活動拠点というのを一つ設置し、交流事業、ネットワーク事業というのを四日市市が実施、または委託するというソフト支援が考えられる。

そして4番目、財源としては基金の設置というのは原案にもありましたが、例えば、ふるさと納税や1%条例制度を活用して確保するというのを規定したらどうか。1%条例にはてなをつけたのは、私は個人的に疑問があるのではてなをつけてあります。

5番、市民協働〇〇委員会、名前はわかりませんが、ここがそういうのを一つつくて、大きな1番の支援対象事業の団体、応募してきた団体の審査や決定を行う。②として、議論に出ていました既存の全ての団体補助金の見直し整理という役割も担ってもらってはどうかという議論をこれまでにしたと思います。

その下、論点云々と書いたのは、そんなようなところが議論しておく必要があるのかなということで書いてみました。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

それでは、私が、A4の横にさせてもらった案につきましても簡単にちょっと説明させていただきます。

この修正案でございますが、基本的には制度の骨格とか議会として譲れない、条例化に当たって譲れない文言であったり、譲ることができないところ、基本的にここにうたい込んでおかないといけない普遍的な考え方であったり、そのようなものを中心に考えました。

なお、条例は、改正というのは余り頻繁に行うものではないという性格上、そのような

ことも考慮いたしました。

また、運用における詳細は、規則にて定める要綱等を用いていくということを視野に入れて修正案をつくりました。

以上、私の説明でございます。その上で、ただいまの豊田委員の案と私の案でございますが、皆さん、ご意見いただきまして、12条、13条、14条を議論していただきたいと思いますが、どなたかご意見ございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

このA4の横のは、私のやつは正副委員長案じゃなくて、個人的な案ということで。

○ 伊藤嗣也副委員長

すみません、正副委員長案というふうにご理解していただいて結構です。

すみません、言葉足らずですみませんでした。

○ 芳野正英委員

豊田委員の案をお出しいただいたので少し議論をしていければなと思っているんですけども、2の市の財政支援と4の財源というところなんですけれども、基金の設置ですとか、要は、財政支援という部分でいうと、これは多分1、2、3、4、5となっているのはそれぞれの条項立てになるのかなというふうに思うと、ここは一つくっつけていってもいいのかなというふうには思います。性質上、市の財政支援というのにふさわしいのはどっちかという基金という部分でありますし、対象事業を外部委託した場合にその委託金を支給するというのは、厳密に言うと、協働団体への財政支援という形にはならんかなという気も若干するんですが、ただ、それは、ある1面では財政支援的な要素もあるのかなというふうにも思うので、ここは一つにして、一つの条文として立てていかれるといいんではないかなというふうには考えています。

あと、私が前言った、登録制度が団体間の交流にもなるんでないかといった部分をうまく上げていただいている点もございますので、市民活動拠点の条項を一応正副委員長案でも13条に出していただいているんですけど、そこにもう少し盛り込んだ形になっているので、その点は、ここは非常にうまくまとめていただいておりますのかなという感じがしております。

最後の5番の市民協働委員会の部分は、ちょっとこれはまだ前回でもまだ議論されていないのでこれからの議論なのかなと思っているんですけど、①はよしとして、②の既存の全ての団体補助金の見直し整理の部分も、これは豊田委員は以前から関心がおありな部分だと思いますし、私もこの整理はどこかでしていかなあかんのかなと思っているんですが、この市民協働〇〇委員会という外部に出した部分、下のにもあるように委員の人選がキーというふうに書かれていますけど、その委員会の性質をどうしていくかという部分が決まらん中に、市が今やっているいろんな補助金の見直し整理をそこへ出してしまうのはどうなのかなと。我々議会としても議論をしていくというのもやっぱりあるので、そのあたりはちょっと気にはなるかなというふうには思っています。ただ、例えば市民協働〇〇委員会に議会からも関与できるとか、そういう要素をするのであれば担保もできるのかなと思っているので、ここらへん5はこれからの、この委員会の中でも議論してないのでこれからの部分かなと思うんですが、ちょっと私の中では、外部へ出してしまふよりは我々がちょっとチェックできるところでこういった見直し整理は行うべきかなというふうには感じました。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 小林博次委員

議事進行なんやけれども、この前原案が示されて議論をして、きょう集約されて出るんやわね。出始めると、また、これ、横から提案が出てくると審査しにくいわけやな、こういうやり方やと。原案として出してくれませんかというときの提案ならこれでええんやけど。だから、審査を進めてきた中で修正する点があるんなら、示された原案について豊田意見を出せばいいので。でないと、これからいろいろ審査をしていくのに、途中で、あんた、俺こんなんや、俺こんなんやってみんなやりだしたら、ちよつとも、これ、まとまりがないことになってしまうので、そこら辺はどうなんです、どんな考え方があるんですかね。議事進行を整理してください。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

豊田委員、例えば、1番、2番、3番、4番、今説明を受けたんですけれども、1番は第14条について触れられておる。要は2番も14条かなと。3番は12条、3番の四角の1、3番の四角の2番目が13条かなと。4番が14条かなと思うんですけど。すみません、私としましては、例えば12条の関係で団体の登録というのを出していただいたんですが、届け出ではやはり問題があるということでしょうか。

どうぞ、豊田委員。

○ 豊田政典委員

まずは、今回出させてもらったのは、原案に沿って議論をしておりますけれども、今までの議論を振り返ってみると12条ないし15条の構成を組みかえる必要があるのかなと思ったので、こんな提案を出しました。

委員長の問題について、12条の届け出か登録かということは、言葉は違いますがどちらでも同じだと思っております、僕は。だから、届け出で結構だし、その意味合いをもう少し正副修正案にプラス活用というか、届け出なり登録する意味合いというのはこういうところがあるのかなというふうに受け取ってもらえれば結構です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、特に、豊田委員が問題なければ当初案に対する修正案をベースに、豊田委員の案は、皆さん、手元にあるんですけれども、それでご意見頂戴するご議論でもよろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

結構です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

そのやり方やと、我々も修正案を持ってこいというんだったら持ってくるけど、だから、

提案されたものを審査して、これ集約して、きょう出てきたわけやな。出てきておるのに、いやいやこれ気に入らんからこっちやと言われて審査していくと、これ、まとまりがついていかへんことになると思うよ。今までどこ行ったかわからんような論議よりははるかにそれでも進むんやけど。だから、正副委員長案が示されたわけやから、それを審査して、なおかつ詰めていくということであれば、修正案を軸に審査をするということにはならんので。修正案はとろくさいであかんから豊田案で行くというんやったらそれをここで決めてもらっていけばいいので、やっぱり審査したものを集約して提案しておるわけやから、そののところをやっぱりきちっとのってもらわんと論議しにくいと思うよ、これは。修正すべきはそこで修正すればいいので。

○ 伊藤嗣也副委員長

ただいま小林委員のほうから、ご指摘いただきましたが、正副委員長案を示させていただきました。これについて特段ご意見がある方、いただけませんか。

○ 豊田政典委員

正副修正案に従って議論してもらって結構ですが、僕の意見は、僕が書いたところの支援対象事業というのははっきりとうたわれていないので、まずそれを条文のかなり前のほうでうたう必要があるのかなという意見です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

今、前回の12条、13条、14条について、ほかの1条から他の条例につきましてはちょっと後ほどということでご理解していただくとありがたいのですが、すみません、何とか12条、13条、14条、前回の議論を踏まえて正副案を出させてもらいました。これについて、問題がある箇所のみお示しいただきたいと思うんですが、ご意見いただきたいと思うんですが。

○ 森 智広委員

これ、以前、前回芳野さんがつくられましたこの図で少し条例の部分、改正されたと思うんですが、まず、芳野委員の前回の資料ですと、まず届け出があつて、事業に対

してまた審査していくという2段構えだったと思うんですけども、今ここやと登録の部分しか条文に出てきていないので、その後の後段の事業の審査の部分というのを、委員会のところで15条で持ってくるのか、ここで枠組みだけもうかっちり書き込んでしまっておくのかというのが、どっちがいいのかちょっとわからないですけども。15条でカバーできればいいですけども、この部分で補ってもいいのではないかという思いもあるんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

私としまして、正副でもんだときに私の考え方としまして、この条例は基本的には、先ほど申し上げましたが、議会としてやっぱり譲れない文言、どうしてもここだけは入れておかなあかん、普遍的な考え方に立った文言を入れさせていただきます。それで、運用における部分においては、例えば要綱とか詳細は規則で定めていけばいいのかなというふうに思っています。というのは、条例をどこまで入っていくか、どこまで文言を入れるかなんですが、やはりなるたけ縛りをなくした形で、改正というのは余り頻繁にするということ想定せず、制度の骨格を、やはり大事な部分を入れていくというふうな捉え方をしております。その辺で森委員のご意見も、私も否定するわけではないんですが、条文に入れるかどうかとなってくるとどうなのかなということで、この中には入れさせてもらいませんでした。

他にございますでしょうか。

○ 森 智広委員

15条の部分で、委員会というのは基本的に業務の選定が中心になると思うんですけども、多少触れることにはなる。委員会の存在意義ってそこにあると思うんですよ。届け出が自由な届け出なので、基本的に。あと、どういった業務を委託していくかというところが委員会の重さになってくるので、やっぱりもう15条でまとめるという話で納得はしました。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

確かに15条には14条までのが済み次第入りたいと思います。15条、非常に大事な委員会の組織構成も入ってくると思いますので、内容も。森委員の件は、15条のときにご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

12条、13条、14条、20日の前回のときの議論を踏まえた正副修正案に対しますご意見を今伺っておりますが、他に、ここだけは条例として……。

○ 豊田政典委員

前回、僕が議論していたんですけど、流れとして、条例のつくり方として、肉づけと、肉の部分として、原案でいうと登録制度12条があって、そこから全てが始まっていくつくりやったもので、この場所にあったわけですよ、12条が。ところが、届け出というのは付随的なものだということが合意できたとするならば、ここにはあってはいけないんです。僕の考えですよ。それよりも、事業はこういうものだよとあって、それに対してどんな金が出るとか、どんな市の支援があるとかいう流れが来て、登録であるとか届け出であるというのは付随的な部分なのでもっと後ろに持ってこないで、後で流れを整理してもいいんですけど、もとの流れがそのまま残っているものでちょっとおかしい並びになっているかなという気がしますけど。この条例の骨格部分なんで、その構成をし直すべきだというのは僕の案です。意見です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

私も、12、13、14条が済みましたら1条からずっと、もう一度きちっと見直す必要は、チェックするといいますか、あると思います。ただ本日、12条、13条、14条について、まず皆さんの合意形成を図りたいというのが第一義でございます。それから15条に入りたいと思いますので、何とかその辺をご理解いただきまして、12、13、14に対する修正案に対するご意見があれば、もうこれでいいとなれば、皆さんの合意がいただけたとなれば次の段階に行きたいと思うんですが。

ちなみに委員長不在でございますが、進めることに対しては委員長も前向きにおっしゃっていただきました。したがって、皆様のご協力のもと進めたいと思っておりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

○ 樋口博己委員

正副案の説明の中で、条例はなるべくシンプルにというお話だったので、12条に関して届出をしますよというところを書いてあって、2項に規則で定める要件を整えることによりと、これは要するに規則は要綱かなんかで別で定めるということですね。財政支援に関しても、予算の範囲内で基金の整備等財政的支援をするというのはもちろんそうなんでしょうけれども、元の案には個人市民税の云々と書いてありましたけど、これも要するに要綱で定めると。本当の基本的なところだけしか書いていないということですね、これは。あえてそういうふうにしたということですね。また、その辺の議論は要綱でしていくということですね。わかりました。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

関連して理事者にちょっとお尋ねしておきたいんですけど、14条の予算の範囲内という予算の中身と、それから基金、それをどんなふうにするのか、どんなふうな財政支援が可能なのか。住民税の1%では実際に金額が足りないよね、四日市の場合。既にかんりの金額を支援していて。そうするともう少し大きい金額になるかと思うので、そのあたりをどんな考え方をもって14条にはめようとしているのか、ちょっと聞かせていただけませんか。

○ 伊藤嗣也副委員長

14条の基金に対する捉え方、考え方。

課長、よろしくをお願いします。

○ 山下市民生活課長

予算措置につきましては、今、現在の委員長に調べよということで、委託費が幾らとか、あと、補助金が幾ら出ているかというようなことの、今、集約をしております。

その中で、基本的に委託費の部分についてはこの予算の枠の中というものは、基本的に委託費の部分ではいいんですが、あと補助金の部分についてどのような考え方をするかというのが今後、それは補助金の部分を丸々基金のほうに乗せれるのか。それではなくて、

統合ができるものなのか、やっぱり個別の補助金は補助金として残しておかなきゃいけないかということの精査をしないとなかなかすぐにこれだけ乗せれるとか、その辺はもうちょっとまだ議論をこちらのほうで、市の内部のほうでさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員

そうすると、14条のこの項目については予算の範囲と、それから基金、これについては、まだ条例をつくるときに打ち合わせが終わっていないわけやね、これは。

○ 山下市民生活課長

その辺についてもまだ、今調査をした段階で、委員長とどの部分が地縁による団体とか、あと、NPOとかいろんな協議会とかございまして、その整理を確実にしておりませんので、金額もその整理を待って大体これぐらいのもんだと、現状が。それを見きわめないと、なかなか今の段階でというのは言い切れないというふうに今考えています。

以上でございます。

○ 小林博次委員

わかりました。

○ 中村久雄委員

今、樋口さんの話の中で非常に、委員長、副委員長案の修正案が非常にすっきりされたので、あと、細かいことは要綱で決めると言っていましたけど、今理解をして、大事な部分、支援対象事業とか、それで1条からほかの項目の中でまだそこをさわっていないので、そこへちゃんと条例として文言で入れるのか、もう細かいのは、例えば、今の話だったら支援対象事業、どういう事業が対象になりますよということはやはり僕は条例の中で要綱という話に大事な部分でうたっておかなあかんですけれども、ここの12条から14条はこういう文言で行って、ほかの部分で、ここで削られた部分、削られたというかはっきり文章の中で、前の修正案でここにははっきり示されていない部分はほかの条例文として、そこへ生かすかどうかというのはどういう感じ。全部要綱で行くのか、先に置くのか、15条の

中で委員会なんかは行くと思うんですけど、お金のこと、それと、対象事業のことはどう
いうふうな形で。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

先ほど課長からも話がありました、小林委員の質問に対して。補助金を出す補助と委託
しているのがあると。実は委員長から理事者側に調査をされておる、資料要求といいます
か、の話があるということ伺いました。今、課長のお話ですと今作成中だというふうに
理解をしたので、この辺につきましては委員長のほうに私も伺いまして、資料を見てみた
いと思っております。

例えば基金ですけど、当然予算の範囲内というふうに条例にうたってあるわけです。
これは、市がやっぱりお金を入れないといけない。ただ、どれだけやって小林委員からあ
りましたけれども、1%じゃ足りない、確かにそんなことは出てくると思います。市民も
お金をやっぱり入れられるような基金をつくっていかないかん。どんな基金をしていくか
というのやはり内容になってくるというふうに思いますので、詳細は規則で定めるという
ほうが、運用をしていく上においてやっぱりベストなのかなと思うんですが、その辺で
ご理解いただけるとありがたいんですが、どうでしょうか。

○ 中村久雄委員

基金というのはまたそういう要綱なんかでもいくと思うんですけども、最初の、豊田
さんがおっしゃっていた支援の対象事業、こういう市民協働ですよ、こういう事業が皆さ
んと一緒にやっていきたいと思っておりますという大事な骨格の部分ですから、それを要綱
でというのはちょっとおかしい話ですし、それはちょっと確認して、この12から14条をこ
れでええのかどうか確認したいなと思います。だから、やはりもっと前の部分で、市はこ
ういう事業に皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますという文章を入れるということで、
この12から14をこれでオーケーかなと思うんですけど。そこは要綱ではちょっと物足らん
かなというふうに感じます。

○ 樋口博己委員

今、中村さんも言われましたけど、今の12、13、14の議論の中では、こういうシンプル

なので現時点としていいのかなと、今の議論の途中なので。全体を見直す中で、12、13、14も少し加えていく作業があるのかなということで、今、理解したんですけれども、違うところで、書き込みであればこれはいいんでしょうけれども。そんなような理解はしておるんですけれども。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

中村委員がおっしゃっていただいたほうの前段のほうにも、団体なのかということも、市民活動をする人があるかと、その辺も前段のほうの条例の部分にも入ってきておる部分もあろうかと思えます。先ほどのご意見も、今ちょっとこの場で届け出だけに正副案ではさせてもらいましたが、もう少し踏み込んだ形でわかりやすくということをつきまして、ちょっと委員長と相談させていただきたいんですけど、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 山口智也委員

1点だけなんですけれども。副委員長、委員長、シンプルにまとめていただいて、それは大事なことだと思うんですけれども、13条の拠点の整備についてなんですけれども、ここは条文を読みますと、整備をする、支援をする対象が書かれていないんですよ。どこに対して、どの団体に対して拠点の整備を支援するというのがこれではわからないので、その部分は骨格なのであったほうがいいのかなというふうに思います。この部分も要綱で示すのかどうか。それか、条文で最低限そこだけはしっかり押さえておくということ。前回の議論の中でも個々の団体には支援をするべきではなくて、やっぱりその中心的な統括するような団体に支援をするべきであるという議論もあったかと思うんですけれども、その辺の整理をつけて、どういう団体に対して支援をするのかというのを加えるべきではないかというふうに個人的には思うんですけれども、皆様のご意見も伺って判断をしたいというふうに思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

先ほどの山口委員のご意見に対してどうでしょうか。活動拠点なんですけど。

○ 山口智也委員

条文を読みますと後段で、活動の拠点となる施設の充実を図るといふように書かれていますので、中心的な団体に支援をするというのが何となく見えるんですけども、ただ、これを市民の方を見たときに、じゃ、全ての団体が拠点の整備を受けれるのかどうかといふふうにも読めるのではないかといふふうに思いましたのでちょっと発言させていただきました。

○ 中村久雄委員

推測なんですけれども、ここで、正副委員長案で市民活動団体に対しという文言を抜いたのは、やはり市民活動団体に対して書けば、どういう団体、届け出した団体もこういう拠点が整備してもらえるんやといふふうに思われたら困るので、ここはこういう書き方にして、後で要綱でそういう交流の基点になるような等々を定めていきたいという意図があるのかなといふふうに見えたんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

基本的に拠点は大事であると、充実を図っていかないかと。細かいことと言ったらなんですけど、中身につきましては要綱という捉え方をしましたもので、ここはこのようにシンプル化をさせてもらったんですけど、骨格となる重要な文章がどうしても議会として入れておかないけないという文言があれば、私は最低限カバーはしたのかなといふふうには思っておるんですけど、必要な部分は。そのようにご理解いただければと思うんですけど。

○ 豊田政典委員

制度の手続とかそういうところは要綱でいいと思うんですけど、この修正案ではそれこそ中身は全くわからないので、これでは曖昧過ぎると思うんですよ。拠点については前の

繰り返しになりますが、個別の団体拠点に出すのではなくて交流センターのような全体のネットワークの拠点みたいなところを整備するという意見なんです。それでもし同意ができるならば、活動拠点の整備というタイトルも変えて、市民協働センターの設置とか、そういうふうにしていかないとわかりにく過ぎるので、僕はそうすべきだと思って前から発言しているとおりです。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

活動拠点についての捉え方なんです、他にご意見ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

ないようでしたら、この件ももう一度正副のほうでちょっと議論させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

それでええんやけど、例えば1拠点整備するのに50万かかったとするわね。100何団体だったら5000万かかるわけやね。そんな金があるのやったら活動補助のほうがええわけで。だから、例えば、拠点は今活動しているとき、なやプラザがあるわけやね。そこで家賃が高かったり、なかなか苦慮しているわけや。そういうものを、拠点の整備ではなくて拠点となっておるような施設の運営補助みたいな、そんな感じのほうが現実的なんやろね。この13条は要るのかなと思うけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

先ほどの小林委員の意見も踏まえまして、正副のほうで検討させていただきますので、豊田委員初め山口委員、それでよろしくお願ひします。中村委員もそれでよろしいですか。

○ 中村久雄委員

それでいいと思うんですけど、まだ何か全然まとまっていないような気がして。これでまとまるのかなという気がするんですけど。今の話を聞いておったら、交流センターにするのも一つの市民活動ですから、そういう部分で捉えていけばわざわざ活動拠点の整備という文言もいるのかなと。そういう交流する事業で、それはそれでそういう事業をしますよというふうに届け出をもらったら一つの市民活動になるわけですから、そのため必要な場所、スペースは相当には要るわけですから、それはそれで認めていけたらええのかなというふうな気もしたんですけど、ますますまとまらなくなったというような気もしますけれども。

○ 伊藤嗣也副委員長

学校の統廃合もいろいろ進むでしょうから、そういうようなのも踏まえてご意見いただいたのかなと思っております。そういうことで、今のご意見も正副できちっと検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

どうでしょうか、皆さん、ご意見は他にありますでしょうか。

○ 芳野正英委員

先ほどの要綱でどこまで書くかという議論なんですけれども、14条の場合で、基金等々、これ、やっぱり確かに小林委員がおっしゃるようになるべく財政的支援というの、地縁団体も含めるとやっぱり大きいのでいろんな支援が考えられるのかなと思っています。それで、これ、豊田委員の案にもいただいたように、そういう市民税の1%条例以外にも、例えば、ふるさと納税を市民活動に回すというのはなかなかこれは新しい発想なんだと逆に思うんですね。そうすると、これは時代の要請に応じていろんな財政支援というのが出てくると思うので、ここは確かに基金の中身というのは重要なんですけど、今のこの時点で書き込めることでいうと、14条でいうと今のこういう形が一番いいんでないかなというふうには私は考えています。例えば、従来案で行きますと14条の2項は確実に市民税の数%の条例という形になるんですけども、同じようにこのふるさと納税は、じゃ、ここに読み込めてこなくなってしまうので。そうすると、ここの形で、正副委員長でまとめていただいたような形のほうが広がりがある。広がりがある分ちょっとアバウトになるのかもしれないんですけど、ここはそういう形で行かれるとどうかなというふうには私は考える

んですけれども。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

その辺は、私も基金について余り縛りをここでかけたくなかったと。今後いろんなことが、いろんなさまざまな基金に持っていける話が出てくると思いますので、そういうふうに芳野委員のご理解をいただければありがたいと思います。

○ 小林博次委員

だから、注積のほうで基金というのはふるさと納税とか、こういうものもあるよということを書いておいてくれると、それで集約できる。注積のほうでな。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

豊田委員。

○ 豊田政典委員

14条の財政的支援についてですけど、一つはよくわからないんだけど、予算の範囲内ですって文言がありますよね。これは必要あるのかなと思うんですけど、どうして入れたんですか。

○ 伊藤嗣也副委員長

これは、市がお金を入れやんと成り立たんやろうというふうに思ったんです。それで、そうなってくると、こういう言葉を入れたほうがと思って入れました。

○ 豊田政典委員

予算というのは市の予算ですよ。

○ 伊藤嗣也副委員長

はい、想定は。

○ 豊田政典委員

あえて書く必要はないのかなというのは、僕の意見と、それともう一つは、その前、市民活動団体に対してというところが原案の名残のような気がして、登録団体に対してですよ、前は。こういうのも要らないんじゃないかと僕は思うんですけど。市民活動団体に対して予算の範囲内というものは消しても、よりすっきりするんじゃないかという意見です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

豊田委員から、正副案よりもっとシンプルなお意見をしてもらいたいんですが、それで誤解を招かないようでしたら、そのような方向で再度正副で検討したいと思います。

○ 芳野正英委員

これは、私自身はどっかの条例にも入っていたかなと思ったんですけど、例えば、川村委員なんか非常に心配されておった、やっぱり無尽蔵に広がるんじゃないかという懸念、これは、私は条例をつくり始めて、今つくっておる段階での意図と違う意図に今後なっていく可能性というのは、条例というのはやっぱり20年、30年続くとなってくるわけですので、一定の枠をはめるという意味では、予算の捉え方ですけども、通常、今でもあるような市民団体の予算等々もありますし、一定の枠のはめ方という意味で予算の範囲内という文言が入ったのかなと。それ、ちょっとどこの条文やったか忘れちゃったけど、どっかの他市の事例の範囲内に入っていたやつを多分正副委員長で入れられたのかなと思うんですけど。そういう枠づけみたいな形かなと思うんですけど。

既存の予算の範囲ということだと思いますよね。だから、無尽蔵に広がることを防ぐという部分でというか。だから、それは性善説で、その辺は予算の範囲内でいくだろうというのが通常の見方ですけど、条例とか法律というのはそういった部分を、枠づけは常識の範囲でも枠づけをしておくというのも一定の成果はあるのかなというふうには考えるんですけど。

○ 豊田政典委員

際限なく支援が広がるというところに関して言えば、それこそ制度設計の問題で、こういう場合に金を出すんだということをきちんとしておけば、それは際限がおのずと生まれてくるわけで、と思うんですよ。予算の範囲内ですべてよくわからない。今説明いただいたけど、全くと言っていいぐらい納得いかないんです。そんなこだわっていないでいいんですけど、不自然なような気がするのです。何でかなという。

○ 川村高司委員

ちょっとずれるかもしれませんが、財政的支援をするかしないかとか、何を市民協働案件として議案、議案というのか出すかというのを官がきちっとリーダーシップをとってやっていけばいいんですけど、今、先ほど言われているような、いろんなところで、地元主導的なことで官が動かされるふうになってしまうと、たがが外れてどれだけでも無尽蔵に行ってしまうよというのを危惧するだけであって、官がしっかりしてくれよというのがあった上で、官主導の市民協働というのをやっていければ別にこういう予算どうのこうのというのは要らないと思うんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

笹岡委員、よろしくお願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

おおむね12条から14条までは、正副委員長案でおまとめいただいたところはすっきりして非常にわかりやすいし、いいのかなという思いがします。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

三平委員、よかったら何か。特にご意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。

加納委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは……。

森委員、どうぞ。

○ 森 智広委員

1点だけ、豊田委員の関連ですけれども。14条の市民活動団体に対しというところを取ったらどうかという話があったと思うんですけれども、13条も対象者を定めていないので、整合性をとるためにも取ってもいいのかなという意見です。13条も活動拠点の整備というところであえて対象者を抜いているということやったので、14条もあえて定める必要はないのかなとは思いました。これは意見です。

○ 伊藤嗣也副委員長

すみません、その辺の文言の細かいところまでちょっと行き届かない点があったかと思えます。その辺ももう一度きちっと正副で詰めさせてもらいます。

そうしましたら、12条、13条、14条において、皆様、ご意見はもう頂戴したかと思えますので、この件についてはとりあえず終わりたいと思えます。次に行きたいと思えますので、皆さん、5分程度お時間をとらせていただきたいと思います。あの壁の時計で14時30分、10分程度で、すみません。よろしく願いいたします。休憩させてもらいます。お願いします。

14：18 休憩

14：31 再開

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、時間が参りましたので再開いたします。

皆さん、お手元に配らせてもらった資料でございますが、15条をご検討いただくのにか何か比較したものがあつたほうが議論しやすいだろうと思つてつくつてまいりました。どうかそういう意味でご理解ください。

なお、本日できましたら18条まで行きたいと思えます。15条は皆さんご意見いろいろただくと思えますが、16、17、18条につきましてはさほど問題はないと思つておりますので、できましたらよろしく願いいたします。

それでは、15条につきましてご意見、ご議論よろしく願いいたします。修正案のほう

につきましては、数字を入れさせていただいたということと、最後に要綱、規則で定めるというのを入れさせていただきました。大体そんなところでございます。

○ 森 智広委員

前回の発言とちょっとつながるんですけども、やはり2段構えになっておる上段の部分というのを少しちょっと触れたほうがいいのかなど。これだけやと、条例で届け出しかしなくてもいいような条例になってしまうので。もう少し踏み込んでもいいのかなどと思います。業務選定のために委員会があるという、業務選定かどうかちょっと表現が悪いかわからないですけど、そういうことで委員会があるという位置づけは明示したほうがいいのかなどと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

先ほどの森委員のご意見に対しまして何か。

○ 芳野正英委員

私も同様で、調査の点以外に、先ほどの豊田案にもあったうちの一つですけど、事業の委託団体の審査決定という部分の審査用権限は入れてはいかがかなというふうには考えません。

あと、当初条例案にあった地方自治法138条4の第3項の規定の附属機関という文言を省いた点ですけども、そこはそのままつけておいたほうがいいのかなどという。その法的根拠の性質の部分では、それは入れたほうがいいのかなどというふうには感じております。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。審査を入れたほうがええと。

先ほどの森委員及び芳野委員のご意見に関しましては十分趣旨が理解できますので、正副のほうで再度検討いたしましてお示しさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也副委員長

それでは、他になしでよろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

冒頭に芳野委員からも意見をいただいたところですが、今既にある団体に対しての事業費補助金というのはたくさんありますよね。前も議論しましたが、これは市民協働の一環と捉えることができるので、各種団体に対する事業費補助金、運営費補助金と言われているやつも残っていますけど、この条例を大きく捉えれば、その洗い直し、見直し作業というのも含めることによって極めて有効な委員会になるのかな、難しいんですけど。ということを議論したいなと思いますけど、ここで。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

先ほどの豊田委員のご発言に対し、ご意見に対しましてどうでしょうか。

○ 芳野正英委員

私も冒頭でお話をさせていただいた点で、私も見直すといった既存の全ての団体の補助の見直し整理というのはやっぱりかけていかなあかんのかなと思うんですけど、問題はどこでやるかというところで、外部に出した促進委員会で、もちろん外部なので客観的な第三者的に見れるというのも一つの案なんですけど、逆に言うと、こういう市議会の場ですとかの部分での議論で一つ一つをチェックしていくという今までのやり方というのも決して悪くはないのかなと思っています。この促進委員会があつて、それと並行でこの市議会ももちろん審査できるんですが、逆に言うと、我々市議会のように恒常的にいろんな調査もできる権限のところと、促進委員会として外部の有識者とはいえ集まってきていただいた定期的な審査する委員会で果たしてどこまでそれに突っ込んでいけるのかなというちょっと嫌いがありまして、この前の私のA4横のやつのように、委員会というのは個別の案件にその団体が適用するかどうかという案件審査を行うぐらいしか、権能として委員会のメンバーの能力的にもそこまでぐらいが限界じゃないのかなというふうには思っています。委員会自体が、例えば週に1回ぐらい開催されてしっかり市の中身を学んでいく蓄積が詰

まっていければまた別かもしれませんが、現状の制度ではなかなか中身の審査まで踏み込んでやっていけるのかなというふうには、ちょっとそこまでは負荷が強過ぎるんじゃないかなというふうな感じはするんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 豊田政典委員

仕事量的にも随分多くなるし、芳野委員の言われる言葉で、負荷が強くなる大きくなるというのも、その感覚もよくわかるんですけど、僕が一つ思うのは、既にある補助金というのが公共性がある事業に対して公共性を認めて補助しているということになっています、決まり。それプラス今回の条例で定める補助が、団体に対する補助が、団体活動に対する補助が、それが区分けはどこなんだろうという気がするんですよ。今までやっているやつとは別にまたつくっていく。恐らく同じような趣旨で出されている補助事業というのはあるのに、それは別にして新規のやつだけこっちで扱うというところがどうも腹に落ちないんで、一つの問題提起と捉えてもらってもいいんですけど、提案させてもらっていますが、確かに言われるように莫大な仕事量になると思うんです。というのはわかる、同じ思いはあるんですけど、区分けができていけるのかなという気もしないでもないですよ。既にあるやつをそのまま放置してはいけないと思うけど、なかなか進まない。この条例をせっかくつくるのなら網羅的にできないかなという提案なんですけどね。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

私もこの条例を契機に、やっぱり今までのあり方とか、運営費補助も市議会からいろいろと調査をさせた中でもまだ不十分な切り込みの部分もありますので、私はどこかでそれはやっぱり調査をして切り込んでいかないかんのかなというふうには僕も思うんですね。逆に、むしろそこは問題意識を持った市議会等がそこを切り込んでいくべきで、ここでの審査する委員会というのは、言ってみたら、今例えば、個性あるまちづくりの委員会審査

なんかもまだしていますけど、ああいった形の審査をしていくとすると、今個性あるまちづくりだけではないわけですよ、今後は。いろんな外部委託していくときも、それぞれの案件に対して要望を出した団体の審査をしていくという、この案件審査の数だけでもかなりあるのかなというふうに思っていますので、案件審査の確認をするのがこの委員会であって、そもそも案件にかけるべきなのか否かというのは、逆にこの委員会でないところの機関がチェックをしていかれるほうがいいのかというふうに思っています。

僕は今年の産業生活委員会で豊田委員長がおっしゃっていたような見直しというのは、私もそれは必要だなというふうには感じていますし、むしろそこは市議会がリードしてやっていくべきなのかなというふうには逆に感じているんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

よくわかるんですけど、もし同じような性格の事業なり、同じ趣旨で補助する事業が、今やっている条例に含まれる部分と既にあるやつとあるとすると、新規提案についてはこっちに任せるんだという区分になるんですかね。既存の部分は仕事量も含めて市議会がチェックすると、そういう区分けをしておこうという提案、そういうふうにとめていいのかな。新たな参入についてはこういう何とか委員会をつくって、そこで一定の審査をする。だけど、もう既にあるやつは量が多いので議会が中心になってやろうよと、そんな腹のおさめ方でいいのか、いいのですか。誰って聞いているんじゃないかと、そういう考えですか。

○ 芳野正英委員

そうというよりは、新設であっても、既存の補助事業もしくは外部委託事業であっても、どこにそれを引き受けさせるかという案件審査がこの委員会であって、そもそもその補助自体をふさわしいものなのか、補助金自体のあり方を確認するのが市議会の役目かなというふうな整理なんですけど、私の整理は。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

この程度で豊田委員と芳野委員の件はよろしいですか。新しいものも既存のものも含めるのかとかいう議論だと思うんですけども、常任委員会のほうでもご議論されておるといふふうに今芳野委員からもありましたので……。

○ 豊田政典委員

していない。

○ 伊藤嗣也副委員長

していないですか、すみませんでした。

その辺、要は、きょう休んでいる杉浦委員長のほうが理事者のほうに委託と補助のほうのさまざまな資料を要求しておるといふことでもありますので、それと非常に関連性があると思います。ただ、審査とかその辺が、当然どこの段階でどこであるかというのがあると思いますけれども、その資料はできてからでもよろしいでしょうか。既存と新規という件ですけれども。今のご議論ですと、整理をせないかんのか、この委員会の役割ですけど。要綱で定めるって私としてはたたき台はつくらせてもらったんですが、ここにうたい込むべきことか。

○ 芳野正英委員

今の話ですと、豊田案のペーパーの5の①は入れ込むという部分、この条例に入れ込むというところで、多分皆さんもある程度了解を得たのかなと思ってしまして、要は、②番にある団体補助金の見直し整理、こういった整理自体を委員会の所管にするかどうかということだと思うんですけど、①と②は全く確かに性質が違うものですので、なおかつ、委員会としてふさわしい所管なのかどうかという部分でいうと、②は、ここでは所管としてはちょっと権限が広いのかなというふうに思うので、私はそれを入れるべきじゃないのかなと思ってしますので、そこはほかの皆さんの議論をもう少し聞いていかなと思いますが、もしあれだったらそれで一度正副でまたもんでいただければと思いますが、私は。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

芳野委員から、①は豊田委員の案のやつは入れ込んで、あとは正副で再度検討ということをいただきました。皆さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

行政側はどんな考え方を持っているのか、ちょっと。この15条について。

○ 佐野市民文化部長

行政側というお話でございますけど、行政として話し合ったことはございませんので、私の個人的な見解になろうかと思えますけれども、今、芳野委員と豊田委員のお話を聞かせていただいております中で、市民協働何とか委員会のほうに審議をお願いするのは、豊田さんの出されたこのペーパーの5の①については当然これはこの委員会の所掌であろうというふうに思いますが、一番下の論点その他の事項にも書いてもらってありますように、一番下の5の②自治会への総合補助金・事務委託料の整理・見直し、これも含めて、やはり既存の全ての団体補助金の見直し整理を、この市民協働にかかる委員会に委ねるとするのはちょっと筋が違うんじゃないかなというふうに私は感じます。はっきり申し上げて、それは産業生活委員会なり、私どもの市民生活の補助金であれば、そこを所管する委員会でもってご議論いただくべきことではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○ 三平一良委員

15条ですよね。この市長の諮問に応じというところがあるんですが、市長の意思を議会が主導で決めてもいいのかなという思いがあるんですが。その辺の議論が必要やないかなと。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

すみません、ちょっとそこまで考えていなかったんですけど。特別もし……、もう一度、すみません、お願いできますか。もう一度。

○ 三平一良委員

だから、市長の諮問ということは市長の意思ですわね。市長の思いを議会が、議会衆で決めてもいいのかなと。

○ 小林博次委員

行政側は傍観者みたいになっているので、やっぱり補助金をどのぐらい出すのか、どんな感じで運営しようとしているのか、やっぱりもうちょっと意思を出して委員会と打ち合わせをしてもらわんとやりにくいと思うので。一つ委員長からが一っと厳しく、行政側の見解が出るようにしておいてもらいたい。

今見ていたら、本来自治会かなんかでやる作業みたいなものを補助金を出しているやない。一生懸命どぶ掃除したり、縁の下の力持ちみたいなやつには全く金を出さんわけやん。だから、主客転倒しているみたいなものやな。だまして金を取られておるところもあるわけや。そうではなしに、例えば東日本大震災の後で、競争社会から協調社会へ日本は変化をせんと生きられん時代に入っていくわけやね。その場合、地域でどれぐらい助け合いができるか、市が出張ってきて、おおという話と違うんで。市と関係なしにどれぐらい助け合いをすることができるのか。また、助け合いをしないと、介護保険やって何やって、あんだ、もう取られ放題取られて面倒を見てくれんというのは実態として出てくると思うよね。

だから、そういうものをお互いが補完をしながら、自分たちが生きていく上で歴史的に守っていくべきものもあるんやろうね。例えば、こうじみそは消えたね、垂坂の。大矢知のそうめんなんかも放っておくと消えてしまうわね。

だから、そんなようなものなんかも残していくような作業をやっぱり市民運動としても取り組んでいく必要があると思うよ。だから、市民運動を見る市の視点が少し変化してこないとなかなかまちづくりにはなつてこないよと。社協に補助金したら何をやっておるの

かな思ってたら、盆踊りやっておるのかい。これ、社会福祉協議会の仕事とは違いますやない。やっているところもあるので、このマイクを通して言うと怒られますから発言は撤回しますけれども。しかし、やっぱりあるべき姿にしていかないと金ばっかりかかるわけやな。今ある少ない金でもやり方によってはうまく回っていくので、そういう社会をしていく入り口の物差しなんやね。市のほうに傍観されているとちょっとまずいと思うので、やっぱりどれぐらい金を出すのか、どんなような金の配り方をするのか。今も市民活動はあるわけで、そういう人たちにどんな役割を果たしてもらおうとしているのか、やっぱり方向は出してこなあかんと思うよね。議会に決めさせて、決めたとおりやってくれりゃあええよ。あんた方横向いている可能性があるんで。だから、その辺のちょっと打ち合わせだけ、恐れ入りますけど詰めておいてほしいんやわ。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

小林委員からエールを送っていただきましたので、早速理事者のところへ行って打ち合わせをさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

他に、15条についてございますでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

私も三平委員の意見に賛同する部分がありまして、委員会は市長の諮問に応じる必要はなくて、委員会は市民協働促進に関する重要事項を調査、審議しということでもいいんではないかなという気がします。ほかの皆さんにも意見を聞いて。後はもうこれで進められたらどうですか。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

笹岡委員から市長の諮問に応じという部分は削除してもいいんじゃないかというお言葉をいただきましたので、そういう方向で委員長と調整したいと思います。

他になければ16条に入りたいんですが、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、皆さん、お手元に条例の資料ございますでしょうか。16条、17条、18条の。前回お配りさせてもらったと思いますけれども。そうしましたら、16条、17条、18条……、17条につきましては○のところ、何年というところ、一般的には4年かと思いますが、そこ。それから、第18条につきましては、市長が別に規則で定めるところかなと思うんですが、その三つにつきましては、16条、17条、18条につきましてご意見をいただけますか。お願いします。

特にそれほど大きな、皆さんと時間をかけて議論をする部分ではないのかなと思うんですが、この17条につきましては4年という形で入れさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、特に16条、17条、18条につきましては、ご意見はよろしいですね。

そうしましたら、1条から18条まで附則と全文を除いた部分を踏まえてつくって、次回皆さんに正副で調整してお示しをさせていただきたいと思います。その上で前文、いろいろ案をいただいております。その辺を固めていきたいと思いますので、どうか次回よろしくをお願いします。多分、私ここに座るのはこれで終わりかなと思いますので、本当に次回は杉浦委員長が復帰されると思いますが、本当に2回ありがとうございました。いい経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。

それでは、最後に今後の日程だけ、皆さん、確認、既にお示しをさせていただいておりますけれども、確認だけさせていただきます。ひょっとしたらこの日程も早まるんではないかなという気もせんでもないので、一応10月29日月曜日13時30分、11月7日水曜日13時30分、11月27日火曜日13時30分、1月30日水曜日10時30分でございます。この4日でございます。

それでは、3時1分前でございます。本当に皆さんの協力でスムーズに行きました。正副案を、先ほど申し上げた1条から18条まとめて皆さんにお示しさせていただきます。あと、残る部分をひとつよろしく願いいたします。本日はどうも長時間にわたりありがと

うございました。本当に2回、本当に私の委員長、本当に皆さんご協力ありがとうございました。本当に改めてこの場をおかりしてお礼を申し上げさせていただきます。どうもありがとうございました。終わります。

14 : 58 閉議